

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 242 条第 4 項の規定により、住民監査請求に係る監査を行ったので、監査結果を次のとおり公表します。

令和元年 7 月 4 日

魚沼市監査委員 星野 武男

魚沼市監査委員 森山 英敏

第 1 請求の受理

1 請求の提出日

平成 31 年 4 月 23 日

2 請求の受理

本件請求は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 242 条所定の要件を具備しているものと認め、令和元年 5 月 7 日に受理を決定した。

第 2 請求の趣旨

以下のとおり、魚沼市職員措置請求書（以下「本件請求書」という。）から請求の趣旨及び結語を原文のまま記載する。

柳原地区特定空き家の行政代執行による住宅除去費の回収については、平成 27 年 12 月 22 日に企画政策課長名で当該住宅所有者に対して「魚沼市小出島（柳原）住宅除去完了について（通知）」という文書（証拠書類 1）で 972,000 円を請求しているが、旧所有者から口頭での要望で一括では支払えないとの理由から内部協議（証拠書類 2）により、月 10,000 円の分割払いで請求することとなっただけで、旧所有者との合意書、契約書等が存在しない（証拠書類 3）。

さらにその債権管理台帳（証拠書類 2）には延滞金の記載もなければ、担保もな

い。

このようなことでは、この債権の回収は難しいと言わざるを得ず、この債権が非強制徴収債権であるとはいえ、税務課で行っている強制徴収債権の回収業務は督促状を発行する際に、督促手数料を付加し、さらに延滞金を徴収する旨の教示を付けて発送しているにもかかわらず、この当該債権は、まるで回収するつもりがないような対応である。

この債権を必ず回収するという強い意志の元に、職務を遂行しなければならない職員が事務に対する無知及び懈怠、怠る事実があるため、早急に必要な措置を講じることを勧告することを求める。

この債権管理台帳は非強制徴収債権の管理が杜撰であり、本気で債権を回収する気がないのではと思料される。

このままでは職員の無知や懈怠でこの債権の回収ができない恐れがあるため、直ちに債権管理台帳（証拠書類 2）の収入未済額 690,000 円を全額回収するかそれができないのであるならば、延滞金、納付書送付手数料を付加した金銭消費貸借契約書を締結し、月 10,000 円の分割支払いの完済をさせるべき措置を講じることを勧告することを求めるとともに、市に損害が発生した場合市長佐藤雅一はその損害を市に賠償しろと勧告することを求める。

第 3 監査の実施

1 監査対象部局

魚沼市総務政策部地域創生課

2 監査の方法

関係書類等の監査を行い、魚沼市総務政策部長及び地域創生課の職員から事情を聴取した。

3 監査対象事項の決定

魚沼市空き家等の適正管理及び有効管理に関する条例（平成 24 年条例第 45 号、以下「条例」という。）第 12 条の規定による代執行により、平成 27 年 12 月 11 日に特定空き家の除却工事が完了し、同年 12 月 22 日に旧空き家所有者に対して除却完了及び除却に要した費用の納入の通知がされた債権（以下、「本件債権」という。）について、次の事項を監査対象とした。

- (1) 魚沼市が、本件債権の管理を怠る事実があるか
- (2) 魚沼市が、本件債権の管理を怠ったことにより回収できなかった場合は、佐藤雅一（市長）はその損害額を市に賠償しなければならないか。

4 請求人の陳述及び証拠の提出

法第 242 条第 6 項の規定に基づき、令和元年 6 月 12 日、陳述及び証拠の提出の機会を設けた。また、陳述の際、同条第 7 項の規定に基づき、総務政策部長及び地域創生課の職員を立ち会わせた。

5 監査対象部局の見解

請求人が主張する「旧所有者との合意書、契約書等が存在しない」ことは認める、このことについては、債権管理台帳の「債権者との交渉等の経過」欄に、「所有者より電話 一括支払が困難のため月 10,000 円の分割払いでお願いしたい旨。→内部協議後、分割対応可とした。」と記載してあるだけである。

また、延滞金（遅延損害金）の徴収は検討を行っておらず、督促については、文書では行わず、電話で行ってきた。

しかし、旧空き家所有者（以下、「本件債権債務者」という。）とは、遅延損害金は徴収せず、月 1 万円ずつの分割払いで支払うという合意ができており、本件債権総額 972,000 円のうち平成 30 年度末までに 292,000 円を回収しているので、本件債権の徴収を怠る事実はないと認識している。

また、現在、本件債権債務者とは常に連絡が取れる状態にあり、本件債権債務者に返済を中断する意思はなく、今後も毎月 1 万円ずつ支払うつもりであることから、回収できなくなる恐れはないと認識している。

6 事実関係の確認

時系列に示すと以下のとおりである。

- ・平成 27 年 8 月 3 日 条例第 9 条第 1 項による助言・指導
- ・平成 27 年 9 月 1 日 条例第 9 条第 2 項による勧告
- ・平成 27 年 10 月 30 日 条例第 10 条による命令
- ・平成 27 年 11 月 11 日 条例第 12 条による戒告・代執行等
- ・平成 27 年 12 月 7 日 代執行（小出島（柳原）特定空き家除却工事開始）
- ・平成 27 年 12 月 11 日 代執行終了（上記除却工事終了）

- ・平成 27 年 12 月 22 日 除却完了及び除却費用納入通知
- ・平成 27 年 12 月 24 日 除却費用分割払い納入通知

また、監査対象事項に関する関係書類等の監査の結果、次の事実を認めた。

- (1) 本件債権に係る債権管理台帳の「債権者との交渉等の経過」欄に、「所有者より電話一括支払が困難のため月 10,000 円の分割払いでお願いしたい旨。→内部協議後、分割対応可とした。」と記載があること。
- (2) 平成 27 年度 42,000 円、28 年度 80,000 円、29 年度 60,000 円、30 年度 110,000 円 合計 292,000 円が納入済みであること。

第 4 監査委員の判断

本件請求は、本件債権の管理を怠る事実があるかどうか、そしてそのことにより本件債権が回収できなるかどうかである。

請求人が指摘している、市は本件債権債務者と文書で債務の履行について確認を行っていないこと、また、延滞金（遅延損害金）の徴収を検討していないことなど事務的に不適切な点は認められた。

しかし、本件債権債務者が原則月 1 万円の返済を、「魚沼市小出島（柳原）住宅除却費支払い分割予定表」により行っていることから支払いに対する合意形成は、遅延損害金をとらないという市の方針も含め、出来ていると認められる。

また、令和元年度になっても支払いは継続しており、本件債権が回収できなかった場合の損害賠償についても、回収できなかった場合についてのことなので、当面はないと考える。

第 5 監査の結果

以上のことから、監査委員合議の結果、請求人の主張には理由があると認められるので、市長に勧告することとした。

また、請求人が主張する本件債権が回収できなかった場合の損害賠償については、予測はできるが、当面はないと考える。

第 6 勧告の内容

市長は、本件債権債務者と文書で債務の履行について確認を行うことを、令和元年 7 月 26 日までに行うことを勧告する。